

平成29年第1回(3月)定例町議会

(第4日 3月10日)

平成29年第1回(3月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年3月10日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第17号 平成29年度西伊豆町一般会計予算について
- 日程第 2 議案第18号 平成29年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第19号 平成29年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 議案第20号 平成29年度 西伊豆町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第21号 平成29年度 西伊豆町水道事業会計予算について
- 日程第 6 議案第22号 平成29年度 西伊豆町温泉事業会計予算について
- 日程第 7 同意第 1号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について
- 日程第 8 同意第 2号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 3号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 4号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 5号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 6号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 7号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 8号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 9号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第11号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 発議第 1号 西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	山 本 智 之 君	2 番	芹 澤 孝 君
3 番	高 橋 敬 治 君	4 番	加 藤 勇 君
5 番	山 田 昭 男 君	6 番	山 田 厚 司 君
7 番	西 島 繁 樹 君	8 番	星 野 淨 晋 君
9 番	堤 和 夫 君	10 番	山 本 榮 君
11 番	増 山 勇 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 井 武 彦 君	副 町 長	八 谷 達 男 君
教 育 長	宮 崎 文 秀 君	総 務 課 長	高 木 久 尚 君
企画防災課長	山 本 法 正 君	窓口税務課長	高 木 君 人 君
健康増進課長	白 石 洋 巳 君	環境福祉課長	鈴 木 昇 生 君
産業建設課長	佐久間 明 成 君	観光商工課長	松 本 正 人 君
企 業 課 長	村 松 圭 吾 君	会 計 課 長	藤 井 すわ子 君
教育委員会 事務局 長	高 木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤 井 貞 代	書 記	山 本 文 彦
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第17号の委員長報告、質疑の省略、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第1、議案第17号 平成29年度西伊豆町一般会計予算についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、星野浄晋君。

〔第1常任委員長 星野浄晋君登壇〕

第1常任委員長（星野浄晋君） 平成29年度西伊豆町一般会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第17号 平成29年度西伊豆町一般会計予算については、3月2日の本会議において第1常任委員会に付託となりました。

議会会議規則第71条の規定により第1、第2、連合審査会を3月2日及び3月3日に町長、副町長、教育長及び関係課長、局長の出席を求め、審査会を開催しましたので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成29年度西伊豆町一般会計予算の総額は、55億2,000万円で、前年度予算額と比べて5億3,000万円の減となっています。減額要因は、町長・町議会議員選挙が予定されていることによる骨格予算で編成されていることによります。

しかし、継続事業は、町民サービスの低下を招かぬように配慮して計上されています。また、新規事業は、防災対策、健康福祉対策など、緊急性の高い事業・国庫補助金・県補

助金に関連する事業は計上されており、昨年度比較での主な減額要因は、安良里診療所・消防団第2分団詰所の建設工事・光ファイバ網整備事業が終了したことによるものです。

歳入では、自主財源の町税は9億499万円で、前年度比1,002万5千円の減額となっており、個人町民税の増加を見込む半面、法人町民税の落ち込み、入湯税の減額が見込まれています。ふるさと納税は2年間の実績から昨年度比2億円増の5億円が計上され、繰入金7億3,412万9千円など、23億5,338万1千円を見込み、1億3,607万6千円の増となっています。また、依存財源では地方交付税21億6,000万円、町債2億3,050万円、国庫支出金2億9,221万3千円、県支出金3億10万6千円などを見込んでいます。

歳出を性質別に見ますと、人件費などの義務的経費を含めた経常的経費が37億3,540万1千円、前年度比は3,350万1千円の減となっております。投資的経費は、普通建設事業費に5億7,176万7千円で、前年度比8億5,978万6千円の減が主な要因となっています。

審査会では、全議員出席のもと、各担当課（局）長より歳入歳出の説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑内容は全議員出席のため省略します。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

議長（堤 和夫君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第 17 号 平成 29 年度 西伊豆町一般会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 18 号の委員長報告、質疑の省略、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 2、議案第 18 号 平成 29 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第 1 常任委員長、星野浄晋君。

〔第 1 常任委員長 星野浄晋君登壇〕

8 番（星野浄晋君） 平成 29 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第 18 号「平成 29 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算について」は、3 月 2 日の本会議において、第 1 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3 月 3 日に、町長、健康増進課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、健康係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

平成 29 年 1 月末現在の国民健康保険加入状況は、加入世帯数 1,783 世帯で、加入者 2,846 人となっています。

「平成 29 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算」の総額は、15 億 2,100 万円で、前年度予算額と比べて 1 億 1,200 万円の減額となっています。

歳入は、保険税 2 億 643 万円、国庫支出金 2 億 7,606 万 1 千円、療養給付費等交付金 2,935 万 3 千円、前期高齢者交付金 4 億 213 万 2 千円、共同事業交付金 3 億 5,469 万 2 千円、繰入金は制度的一般会計繰入金 1 億 1,141 万 7 千円と支払準備基金繰入 7,006 万 5 千円が主なものとなっています。

一方歳出では、保険給付費 8 億 8,016 万 2 千円、後期高齢者支援金等 1 億 6,124 万 9 千円、介護納付金 7,245 万 2 千円、共同事業拠出金 3 億 5,469 万 5 千円が主なものとなっています。

なお、平成28年度末の支払準備基金の残高見込みは、3億3,986万2千円です。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金が、今年度新規事業として計上されているが、具体的にはどのような事業が行われるのか。

回答 平成30年度からのこくほ、国保広域化に伴い、県とデータをやり取りする必要が生じるため、システムの改修が必要になり、29年度に整備をするものです。費用は全額国費で行われます。

- 2 質疑 滞納繰越分が昨年に比べ減額計上されているが。

回答 近年、徴収業務の成果として、滞納者の数が減っております。

滞納額そのものが減っているので、滞納繰越分としての収入も減額計上しました。

- 3 質疑 退職被保険者が、制度により段階的に減っている。全てが移行するにはあと何年かかるのか。

回答 27年度から、新たに退職被保険者には該当させず、一般被保険者となっているため、平成32年度からは無くなります。

- 4 質疑 特定健診に、新たに20歳から39歳までの方も実施したいとのことであったが、健診に対する委託料が若干下がっているのは不自然では。

回答 今までの健診受診率が40パーセント程度でしたので、新たに20歳から39歳までの方が増えたとしても、実績からするとこの委託料で賄えるものと判断しています。

- 5 質疑 医療費通知を作成し、各家庭に送付されているが、医療を受けていないのに、受けたという通知が来たという報告はあるのか。

回答 今までにそのような報告は、来ておりません。

- 6 質疑 出産一時金が、7名から6名にという説明を受けたが、予測か実績か。

回答 あくまでも28年度の実績による、29年度の見込みです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

議長（堤 和夫君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第 18 号 平成 29 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 19 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 3、議案第 19 号 平成 29 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第 1 常任委員長、星野浄晋君。

〔第 1 常任委員長 星野浄晋君登壇〕

第 1 常任委員長（星野浄晋君） 平成 29 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第 19 号平成 29 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算については、3 月 2 日の本会議において、第 1 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3 月 3 日に、町長、健康増進課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、健康係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

平成 29 年 1 月末現在の加入者は、2,209 人です。

平成 29 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、2 億 9,380 万円で、前年度予算額と比べて 600 万円の増となっています。

歳入の主なものは、保険料が 1 億 333 万 9 千円、一般会計繰入金 1 億 9,011 万 4 千円です。

歳出の主なものは、総務費 223 万 6 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 9,113 万 3 千円となっています。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 後期高齢者の被保険者数は前年同時期と比較すると 29 人の減少にもかかわらず、広域連合納付金は増額している。なぜか。

回答 西伊豆町の医療費にかかる額が高いため、人数は減っていますが、金額としては上がるというかたちになります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

議長（堤 和夫君） 第 1 常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第 19 号 平成 29 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 20 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 4、議案第 20 号 平成 29 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第 1 常任委員長 星野浄晋君。

〔第 1 常任委員長 星野浄晋君登壇〕

第 1 常任委員長（星野浄晋君） 平成 29 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第 20 号「平成 29 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算について」は、3 月 2 日の本会議において、第 1 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3 月 3 日に、町長、健康増進課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、健康係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

平成 29 年 1 月末現在の介護認定者状況は、要支援者 134 人、要介護者 581 人で合計 715 人です。

平成 29 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の総額は、13 億 9,600 万円で、前年度予算額と比べて 4,200 万円の増額となっています。

なお、平成 28 年度末の基金の残高見込みは、1,300 万 9,988 円です。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 繰入金に一般会計繰入金があるが、介護に力を入れたいと町が思った場合、人件費として増額できると思うが、臨時職員の人件費が増額されている中で、正規の職員を 2 名から 3 名に増やす考えはないか。

回答 繰り入れることは可能です。職員を増やさなければならないほど負荷がかかっているとは聞いていません。他の課と連携して行う事で、対応できると思っています。

- 2 質疑 介護を受けるにあたって、主治医意見書が必要とのことであるが、その費用は個人が負担するのか。

回答 個人負担はありません。全額介護保険会計からの支払になります。

3 質疑 家族介護慰労事業助成金が、毎年計上されているが、該当者は。

回答 介護認定5以上を受けている方を家族が自宅で介護し、なおかつ1年間で1度も介護サービスを受けなかった方が対象となるため、制度としてはありますが、実績はありません。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

議長（堤 和夫君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第20号 平成29年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第5、議案第21号 平成29年度西伊豆町水道事業会計予算についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2 常任委員長、山田厚司君。

〔第2 常任委員長 山田厚司君登壇〕

第2 常任委員長(山田厚司君) 平成29年度西伊豆町水道事業会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第21号 平成29年度西伊豆町水道事業会計予算については、3月2日の本会議において、第2 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月3日に副町長・企業課長・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

平成29年度西伊豆町水道事業会計予算は、収益的収入が2億3,192万2千円、前年度予算額と比べて417万6千円の増額、収益的支出は、2億956万5千円、前年度予算額と比べて215万1千円の減額となっております。

資本的収入及び支出について、収入は1億1,210万2千円で、主に他会計からの繰入金と借入金です。支出は、建設改良費においては、宇久須配水池耐震化工事、宮ヶ原地区石綿管布設替工事、立野・窪田水源水位計交換工事や水道事業経営戦略策定業務委託などで、2億4,361万4千円、企業債償還金786万3千円、予備費500万円で合計2億5,647万7千円あります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,437万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額966万1千円、現年度分損益勘定留保資金5,521万5千円及び建設改良積立金7,949万9千円で補填する内容となっています。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 水道事業経営戦略策定業務委託の内容は。
回答 将来の見通し・経営方針などを示した、水道事業安定供給のための経営戦略を策定し、改善を図るものです。
- 2 質疑 他会計からの借入金の経緯は。
回答 借入に関する是非は県、協会などに確認しました。30年度より10年間で償還する予定です。他からの借入の場合のシミュレーションでは、最低でも143万円以上の利息がつくと予測しています。
- 3 質疑 施工管理委託料が減額となったのは。

回答 メールなどを利用し、工事定例会を必要最小限の開催とするなど、人件費、交通費などの経費節減に努めました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上であります。

議長（堤 和夫君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長（堤 和夫君） 2番芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） この文章の途中にこの宮ヶ原地区石綿管布設替工事これはすでにこれ3年行われているわけですけれども、予想としたらいつ終わる予定なのか。それとこの予算がこの予算自体を圧迫しているようなことはないのか。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田 厚司君） 6番山田、この宮ヶ原地区の石綿管布設替工事につきましては、現在ですね、県工事との関係で、まだ行われていません。それで今年度、再度予算計上したというような経緯になっております。以上であります。

議長（堤 和夫君） 質問者の質問内容は、いつまで続くのかという事と、それから、この工事が予算を圧迫していないですかという事の2つの質問だったと思いますが。

6番（山田 厚司君） いつまでという話ですけれども、県の工事が。まだその実施されていない、あと予定していたものが、遅れている、遅れているということですので、いつまでというようなことは、まだ今の段階ではですね、計画はしていますけれども、今現在でも現段階でも遅れている状態ですので、あのはっきりとは言えないというか、定かではないような感じではありますけれども、そこまでは話はなかったのですけれど。

議長（堤 和夫君） 予算は、予算は圧迫、圧迫。山田厚司君

6番（山田 厚司君） 予算は圧迫していないと思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤さんよろしいですか。他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第 21 号 平成 29 年度西伊豆町水道事業会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 22 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 6、議案第 22 号 平成 29 年度西伊豆町温泉事業会計予算についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第 2 常任委員長、山田厚司君。

〔第 2 常任委員長 山田厚司君登壇〕

第 2 常任委員長（山田厚司君） 平成 29 年度西伊豆町温泉事業会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第 22 号平成 29 年度西伊豆町温泉事業会計予算については、3 月 2 日の本会議において、第 2 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3 月 3 日に副町長・企業課長・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

平成 29 年度西伊豆町温泉事業会計予算は、収益的収入が 9,173 万 6 千円、前年度予算額と比べて 366 万 4 千円の増額、収益的支出は、8,186 万 5 千円、前年度予算額と比べて 342 万 1 千円の増額となっています。

資本的収入及び支出について、収入は2千円。支出は、建設改良費においては、第二源泉水中ポンプ、流量計等機器購入などで376万1千円、予備費200万円など合計576万3千円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額576万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27万7千円、過年度分損益勘定留保資金548万4千円で補填する内容となっております。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 検針用ハンディリース料の購入との比較は。

回答 買い取りと比較をし、リース期間終了後、損金処理が出来るものにしました。

- 2 質疑 第二源泉水中ポンプは、なぜ予備用を購入するのか。

回答 各源泉とも予備ポンプを常備することになっていますが、昨年第二源泉のポンプが故障し、現在予備ポンプを使用しているためです。

- 3 質疑 第一源泉の稼働状況は、どうなっているのか。

回答 年末年始などの入込客の多い時や緊急時に稼働しています。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。以上であります。

議長（堤 和夫君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第 22 号 平成 29 年度西伊豆町温泉事業会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

同意第 1 号の上程、説明・質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 7、同意第 1 号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 同意第 1 号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定により、西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて、議会の同意を求めます。

平成 29 年 2 月 28 日 提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 1 号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 1 号は、原案に失礼しました、よって、同意第 1 号は原案に同意することに決定しました。

同意第 2 号から 11 号の一括上程、説明

議長（堤 和夫君） 日程第 8、同意第 2 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてから
日程第 17、同意 11 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてまでの 10 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

よって、日程第 8、同意第 2 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてから
日程第 17、同意 11 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてまでを、一括議題とすることに決定いたしました。

先に、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 同意第 2 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須 1180 番地の 1

氏 名 松田貴宏

生年月日 昭和 55 年 9 月 21 日生まれ

同意第 3 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町中 412 番地の 3

氏 名 須田美光

生年月日 昭和 22 年 8 月 12 日生まれ

同意第 4 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 1558 番地の 1

氏 名 佐野登

生年月日 昭和 22 年 12 月 3 日生まれ

同意第 5 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町安良里 329 番地の 1

氏 名 藤井^{めぐむ}恵

生年月日 昭和 21 年 3 月 7 日生まれ

同意 6 号 同意第 6 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須 1563 番地

氏 名 服部信一

生年月日 昭和 23 年 9 月 11 日生まれ

同意第 7 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須 681 番地の 4

氏 名 上松茂樹

生年月日 昭和 32 年 2 月 15 日生まれ

同意第 8 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町大沢里 615 番地

氏 名 土屋亘

生年月日 昭和 41 年 11 月 13 日生まれ

同意第 9 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町大沢里 249 番地

氏 名 土屋秀作

生年月日 昭和 23 年 3 月 13 日生まれ

同意第10号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 901 番地の 2

氏 名 土屋浩二

生年月日 昭和 35 年 4 月 4 日生まれ

同意第11号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町田子 857 番地

氏 名 磯清彦

生年月日 昭和 47 年 8 月 2 日生まれ

平成 29 年 2 月 28 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 審議中ですが暫時休憩します

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 17 分

同意第 2 号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

これより、日程第 8、同意第 2 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第2号 西伊豆町農業委員会失礼しました。西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第2号は、原案に同意することに決定しました。

同意第3号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第9、同意第3号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第3号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第3号は、原案に同意することに決定しました。

同意第4号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 10、同意第 4 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 4 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 4 号は、原案に同意することに決定しました。

同意第 5 号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 11、同意第 5 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第5号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第5号は、原案に同意することに決定しました。

同意第6号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第12、同意第6号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第6号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君

は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第6号は、原案に同意することに決定しました。

同意第7号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第13、同意第7号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第7号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第7号は、原案に同意することに決定しました。

同意第8号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第14、同意第8号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議

題とします。これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 8 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 8 号は、原案に同意することに決定しました。

同意第 9 号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 15、同意第 9 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 9 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 9 号は、原案に同意することに決定しました。

同意第 10 号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 16、同意第 10 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 10 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 10 号は、原案に同意することに決定しました。

同意第 11 号の質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 17、同意第 11 号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてを議題とします。質疑、これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 11 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 11 号は、原案に同意することに決定しました。

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 18、発議第 1 号 西伊豆町 議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

お諮りします。

発議第 1 号は、会議規則第 39 条 2 項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号は提案理由の説明及び朗読を省略することに決定いたしました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号は質疑、討論を省略し、採決します。

これより本案を採決します。

発議第 1 号 西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申請申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査

議長（堤 和夫君） 日程第 20、議会運営委員長、失礼しました議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会宣告

議長（堤 和夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 29 年第 1 回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 30 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員